

北里大学副学長に関する規程

平成7年9月14日制定
平成18年10月1日改正
平成20年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成26年9月19日改正
平成29年3月17日改正
平成30年1月19日改正
2020年2月21日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学学則第54条第3項に規定する北里大学副学長(以下「副学長」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 副学長は、北里大学長(以下「学長」という。)が必要と認めた場合、これを置く。

(職務)

第3条 副学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第4項に基づき「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」を基本的な職務とし、その担当職務は次に掲げるとおりとする。

ア 教育担当 : 本学における教育関係業務全般について、学長の指示に基づき、その方針及び計画を掌理し、各学部等との調整を行い、業務を遂行する。

イ 研究担当 : 本学における研究関係業務全般について、学長の指示に基づき、その方針及び計画を掌理し、各学部等との調整を行い、業務を遂行する。

ウ 学生担当 : 本学における学生関係業務全般について、学長の指示に基づき、その方針及び計画を掌理し、各学部等との調整を行い、業務を遂行する。

2 学長は、業務基準・権限基準第6条第2項の規定に基づく、学長の権限基準(専決事項)に属する業務の中から、学長の裁量において、各副学長の担当業務として、適宜割り振るものとする。

3 学長は、第1項の各号に掲げる以外の職務を担当する副学長を置く場合、その担当職務について学部長会の承認を得るものとする。

(資格)

第4条 副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者で、副学長就任の日において満年齢70歳未満の者の内、次の何れかに該当する者とする。

(1) 本学の専任教授又は本学の専任教授であった者

(2) 本学の専任教授以外の者又は学外者にあつて、前項と同等又はそれ以上の学識経

験等を有する者

- 2 副学長の就任にあたっては、本学の副学長職に専任できる者とする。
- 3 前項に係わらず、副学長はこの法人内における職務の兼務について、副学長職に支障がない範囲でこれを認めるものとする。なお、学外における兼業等については、次の各号のいずれにも該当する場合、学校法人北里研究所専任職員就業規則第34条(兼業の届出)の規定等に基づく本法人の許可を得てこれを認めるものとする。

- (1) 本法人において行う業務執行に支障がないこと。
- (2) 職務の公平かつ中立な執行の確保に影響を及ぼす恐れがないこと。
- (3) 本法人の信用の確保に影響を及ぼす恐れがないこと。

(選任)

第5条 副学長は、学長が前条に該当する者の中から候補者を指名し、学部長会の議を経て理事会において選任する。

- 2 学長の改選時においては、前項の学長及び副学長は、次期学長及び次期副学長と読み替えることとする。

(任期)

第6条 副学長の任期は、2年とする。ただし、補欠の副学長の任期は、前任者がある場合には前任者の任期の残任期間とし、前任者が特定できない場合又は新たに補充する場合には、他の副学長の任期の残任期間とする。なお、再任についてはそれを妨げないものとし、その場合、第4条に規定する就任時の年齢制限についてはこれを適用しないものとする。

- 2 副学長は、学長の退任とともに、その職を退く。ただし、学長が任期満了及び辞任に伴い退任する場合においては、後任の副学長が選任されるまで、その職務を行う。

(解任及び退任)

第7条 学長は、副学長が次の各号の一に該当するに至ったものと判断した場合、学部長会構成員の3分の2以上出席した学部長会において、学部長会構成員の3分の2以上の議決を経て、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、任期の途中でも副学長を解任することができる。

- (1) 法令の規定又は本法人の各種規程に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) 副学長たるに不適しい非行があると認められるとき。

- 2 副学長は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(事務局)

第8条 この規程に定める事項の事務は、学事企画部が担当する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(副学長の任期に関する経過措置)

この規程の施行日に副学長である者の任期は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年6月30日までとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(北学総第28-11825号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(北学総第29-09587号)

(施行期日)

この規程は、平成30年1月19日から施行する。

附 則(北学総第2019-11830号)

(施行期日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。